

⑦ 学生生活

昭和二十二年一月二十日本校が文部省体育局長に提出した「厚生課調査報告に関する件」の報告書控えには当時の学生生活について次の記述がある。

一、学徒の生計費（学費等一切を含む）

区分	人員	最高額	最低額	普通額
寄宿舎生	七一	三、七〇〇円	二、四〇〇円	三、〇五〇円
下宿生	一八一	三、五〇〇円	二、六〇〇円	三、〇五〇円
自宅又は縁故者生	四六三	二、七〇〇円	二、〇〇〇円	二、三五〇円

二、休退学者及長期缺席者

区分	住宅食糧生活 難によるもの	健康によるもの	其他	計
退学者	三	一		四
休学及長期欠席者	四	一一		一六

三、内職状況

- 1、斡旋機関 生徒課、校友会厚生部
- 2、希望人員 百名 就職人員 延百三十二名
- 3、種類及報酬

種類	報酬（一枚、一個につき）
ポスター等	平均 四〇円 ↓ 五〇円
ブローチ彫金等	〃 三円 ↓ 七円
肖像画等	〃 一〇〇円 ↓ 二〇〇円

四、学校農場 無

五、其他の学校及校友会関係団体等の生産施設の概況 無

六、寄宿舎

食費（自炊）四八〇 ↓ 一、二〇〇円

在舎人員 七一名

七、協同組合 無

八、学校食堂

食費 二円 ↓ 三円

給食人員（日平均）二五〇名

九、育英資金

希望者数 二名

受給人員 二名

受給平均金額 二八〇円

十、保健施設 無

十一、娯楽施設 無

十二、学校に於ける厚生事務機構

- 1、機関名 厚生係

- 2、人員 教職員及生徒全員

- 3、事業 生徒食堂経営、宿舍、学用品、食糧等の斡旋

十三、校友会等に於ける厚生事業

1、担当機構 校友会厚生部

2、事業 内職幹旋、学用品販売、生徒食堂経営

十四、学生団体 無

十五、其他

⑧ 戦後第一回生徒募集・男女共学

男女共学の実施

敗戦後、GHQが出した「五大改革指令」は戦前の極端な男女差別を撤廃して男女同権を実現することを筆頭に掲げていた。それに基づいて、政府は昭和二十年十二月四日に「女子教育刷新要綱」を発表。その結果、高等教育における男女共学が実施されることになり、また、同二十二年三月三十一日公布の教育基本法によって男女の教育における機会均等が保証されることになった。本校は、戦前において幾度も男女共学の実施を要請したにも拘らず（年報記事参照）遂に認可されなかったが、ここに至って漸くその実現をみるこ
とになったのである。

昭和二十一年春の生徒募集には多数の女子が応募した。その正確な数は不明だが、『上野直昭日記』には志願者六九八名中女子百名以上とある。同じ日記に、直昭は四月十六日に試験場を巡回して「女子比較的強しと覚ゆ。随分まづい男も来てゐる。」などとも記している。四月二十三日に合格発表が行われ、初めて三十七名の女子（うち二名は中国人特別学生）が男子と全く同じ条件で予科入学を許可されたのである。各科の配分は左記の通りであった。

新入学生（予科生、特別学生、選科生合計）

科	男子		女子	
	人数	部	人数	部
油画科	三二		一七	
日本画科	一四		八	
師範科	一五		六	
彫刻科	一九		三	
工芸科	二一	図案部	一	
	六	彫金部	一	
	一五	漆工部	一	
	四	鍍金部	〇	
	二	鍛金部	〇	
建築科	二〇		〇	

第一期女生徒のなかには特別上流階級（政府の高官、財閥）もあ

戦後第1回入学生
(平出敏子氏提供)